

宇多天皇尚侍藤原淑子の円成寺について

波 多 野 忠 雅

撰関時代における極盛の権家の出自たる藤原淑子は、風光明媚な東山三十六峯の麓に一字の仏閣を創建した。これこそ平安初期の帝都において定額寺に班せられた真言寺院の一樣態を窺うに足る恰好の資料を提供する円成寺である。

淑子は仁明天皇の承和五年に北家に属する贈太政大臣藤原長良（當時は右馬頭）と、光孝天皇の外祖父たる同じく贈太政大臣藤原総経の息女との次子として生れた。堀河太政大臣藤原基経の妹に当るとともに清和天皇中宮でかつ陽成天皇御母の高子の妹でもある。そしてかの『貞観格式』を撰進した右大臣藤原氏宗の嫡室に迎えられた。元慶八年四月二日に特に内侍司の尚侍に選ばれた後に、寛平八年十月十三日には亭子院宇多天皇が淑子の「東三条南堀河西小路巽角家」、現在の京都市中京区三条通油小路東入る塩屋町の付近にあった邸第へ臨幸せられる榮譽に浴した。『政事要略』によれば、淑子は天皇の御母班子女王の代理を勤めて天皇に寵愛を捧げたという。延喜六年五月二十八日に春秋六十九をもって長逝し、正一位を追贈せられた。

しばしば円成寺とも綴られる円成寺の造立の位置は、承平三年十一月六日に中納言藤原扶幹らが円成寺で遊興したことを詠じた源英明の名詩に、

冬日遊円成寺上方

鳳城之左、有一道場、天借煙霞、地与水石、所謂円成寺也、于時承平三年十一月六日、勤王之余暇、退公而移望、

其主爲誰、中納言藤上卿、其次何人、左親衛藤原將、於是踏紅葉而尋逕、占青苔而昇階、香煙出戶、帔窓掩而無人、禪侶向壇、金磬鳴而有響、策馬來時、唯思風煙之可翫、逢僧談處、漸知世俗之皆空、心之有信、雖婦仏經、習之未除、何拋盃酌、請引十分之滿盞、將惜三冬之落輝、云爾。

とあるところから、史料の属性上瓊少の粉飾は感じられるにしても、まず平安京大内裏より東方に位する山紫水明の靈境たることが認められる。『伊呂波字類抄』に、「藤(原朝臣)、、淑子病惱、請益信僧正、得驗(愈)嗽病、仍爲師檀、以山庄東山椿峯西麓之家爲寺、即円成寺是也、右大臣贈正二位藤原朝臣氏宗終焉之地、故尚侍贈正一位藤(原朝臣)、、淑子、発願建斯(宇多天皇)、寛平殊有御願、作起宝塔、聽衆立義亦具備焉、准貞觀安祥元慶寺例、贈度者三人云々」と見える。『元亨釈書』、『真言伝』、『東寺長者補任』などにも異曲同工の表現がそれぞれ出ているとおり、北端は如意岳より南限は稻荷山に走る東山丘陵の支峰のうち椿峯の西麓なることが窺える。この椿峯というのは京都市左京区鹿ヶ谷宮ノ前町に鎮座し俗に円成寺の遺址と称せられる大豊神社(おとよ)(祭神、少彦名神・応神天皇・菅原道真)の背後に聳える山嶺を指すのである。

『小右記』に基づけば、寛弘八年七月九日に一条法皇の尊骸を「禪林寺辺寺」へ移した。これは『権記』の同日条で、「尋円等奉拾御骨、入之白壺(八)升許、僧正念誦光明真言、大藏卿相公係之頸、与前僧都院源、奉移円成寺」と傍証するので、禪林寺の近くに円成寺の存在したことが会得できる。衆知のごとく禪林寺は左京区南禅寺北ノ坊町にあり、貞観五年に石山僧都真紹の開基と伝えて聖衆来迎山無量寿院と号するが、世に永観堂とも称する浄土宗西山禅林寺派の総本山である。さらに『殿暦』の天永二年三月六日条には「法勝寺東円(明)寺」と載っている。これも『中右記』同三月七日条において「東山円成寺」と裏書きするから、現に左京区岡崎法勝寺町に廢墟を留める白河天皇の御願の法勝寺の東方に円成寺が建っていたことも理解できるのである。

円成寺の位置を詳しく知るには、長元九年四月二十七日に清涼殿で崩じられた後一条天皇を、東山の神樂岡まで葬送した際の経路がとりわけ参考になるであろう。源経頼の『類聚雜例』に、「自上東門路東行、自堤上南行、自神解等路末斜渡河原、自神楽岡南路東行、自円成寺西路北行、(中略)、漸令向山作所給之間、(中略)、及辰剋奉茶毘、事

畢」と録するものである。^① 神楽岡の南の路とは、勘解由小路より一筋だけ北の近衛御門大路が賀茂川を越え東山の麓へ延びた往還を指すものと思われる。『中昔京師地図』(宝曆三年)と『中古京師内外地図』(天保七年)にも明示せられるごとく、真直ぐに神楽岡の南麓へ通じている。つまり天皇の靈柩を載せた牛車は、近衛御門大路の伸長が円成寺の南西端において交叉する地点で北へ折れた後に、寺域の西側の道路を火葬所のほうへ進んだのである。従って大路の延長は円成寺の南側の道路に当たるとともに、近衛御門大路と西側の通路とが寺域の西南端で三叉的に交差し、ひいては円成寺の南大門と西大門の存在も示唆することになるわけである。しかも前述の一条法皇の遺骸を円成寺へ渡した際に、『権記』は「春宮大夫自東門被參、源納言自西門下車云」と書き留めるところから、文字通り東大門と西大門の頭在をも明証できるのである。

ところで、『伊呂波字類抄』と後掲の『類聚三代格』の記事により草創の契機を考えると、寺地にはもと淑子の夫婿の氏宗が隱栖しながら晩歳を過ごした邸第があった。その後、淑子が病患に苦しみ、石清水八幡宮の檢校益信を招いて祈禱を捧げさせたところ突如として恢復したので、淑子は益信を師資に仰いで家屋を精舎に改造したのが嚆矢であるという。『三代実録』に従えば、実は禅林寺も、真紹が東山進士藤原関雄の旧邸を買得し僧院に作り直して五軀の仏像を奉安し、清和天皇の勅詔により定額寺に加えられたものである。^② 同じく当地にあった円覚寺は西三条大臣藤原良相の粟田院を僧房に変えたものであることも加えれば、ここで円成寺が禅林寺や円覚寺と同等の濫觴を有すること、ならびに平安初期における寺院の創始の様態に関する一軌範たることを認識せられるのである。鹿谷の近隣は夙に数多くの貴顕の別宅が営まれた清閑な地域であり、なかでも坂上田村麻呂、基経、堤中納言藤原兼輔、粟田左大臣藤原在衡、宗忠、粟田関白藤原道兼、宇治殿藤原頼通のそれらは白眉であるが、良相・関雄・氏宗の居舎もかかる類例のうちに入れられるであろう。ついでながら、広沢流の鼻祖として高名な益信は、天長四年ごろに備後国で生れ、姓は吉備地方の豪族品地氏と称して武内宿禰の末葉と伝えており、石清水八幡宮の本願主たる行教の舎弟である。昌泰二年十月二十四日に宇多上皇は仁和寺へ益信を招いて得度・受戒せられ、延喜元年十二月十二日に東寺灌頂

院へ行幸の時には益信より金剛界と胎藏界の両部灌頂を受けられた。同六年三月七日に享年八十をもって入寂した。世に円成寺僧正と尊称したけれども、後世延慶元年二月三日に大僧正に任じられ本覚大師の諡名を賜わった。^⑩

さて『日本紀略』寛平元年三月二十五日条に、

尚侍藤原淑子建円成寺。

とあるのは、言うまでもなく淑子が円成寺の中心伽藍の落慶供養を催したことを報ずるものであり、多分この日を期して堂舎の造作が始まったことを意味するものではないであろう。それゆえ吉田東伍博士の『大日本地名辞書』に「按ずるに氏宗は仁明朝承和十四年(二月十二日)薨ず、寺は其比の創立とす」とあるのは、新建の時期としては寛平元年よりおよそ四十年も溯ることになり、恐らく円成寺と氏宗との副次的な連関を重視した過誤であり、とうてい承服できないところである。

寛平元年七月二十五日には堂宇の整備に傾心せられた宇多法皇の勅命により、かつ本願主淑子の願意に基づいて早くも定額の榮に浴した。『扶桑略記』に、「勅円城寺(成)為定額」と簡明に出ている。^⑪他の定額寺に班せられた勸修寺・醍醐寺などと同様に妙法蓮華經・金光明最勝王經・仁王護国般若經・守護国界主陀羅尼經を誦誦するとともに、法華・最勝・仁王の三会を開いて説法の聴衆を請わしめられた。『類聚三代格』^⑫に、

太政官符

応以円成寺為定額、修仁王三昧安居講經、并請三会聴衆事

仁王護国般若經二部 一部三昧、一部夏講、

守護国界主陀羅尼經一部十卷

金光明最勝王經一部十卷

妙法蓮華經一部八卷

右得権律師法橋上人位益信申状称、益信於件道場、(衍丸)奉奉為聖朝相繼(率)門徒、奉祈仙齡、伏望以堪誦之僧十二口、六

年籠寺、日夜勤修仁王三昧、滿限之年、即敍滿位、相統補入、不断令修、若有習學者、課試各宗經論、為階業之一、又上件四部經(傳)箇堪講說僧、每年夏中欠講転、為階業之一、講畢之後又敍一階、其布施供養採用寺物、凡顯密両宗永住此寺、逾令精勵、其中以堪論義決釈者、進三會聽衆各一人、又此寺預定額、不為僧經講說所撰、門徒之中、年齒長大、慈悲平等、護法勝者、以之為首、互為年預、令勾当雜務、幽遠之世、不置座主、耆持念觀行、三昧不断、讚仏誑經、六時無闕、上護皇帝、下利億兆、謹請恩裁者、左大臣宣、奉勅依請。(願馳)

寛平元年七月廿五日

円成寺は施主の淑子により營造せられた修業道場であるから、やはり他の定額寺と同じく三綱の僧階を備えるとともに、堂塔の建立、仏具の保管などはすべて山城国司と淑子が統監の任に當つた。その上、この官符が三綱の詮衡の方法に関して「又此の寺は定額に預り、僧講(僧綱)・講誑(講誑師)の撰する所と為さず、門徒の中、年齒長大にして、慈悲平等、護法勝れたる者、之を以て首と為す」と述べている点には特に配慮せられるべきである。『延喜玄蕃寮式』の「凡そ諸定額寺の別當は、元來官符に依りて任ずる者なり、闕有れば則ち檀越・氏人等、能治と称す可きの僧を拏定し、連署して郡司に陳牒す、郡司は講誑師に牒送し、講誑師は状を修めて国司に牒送し、国司は官に申して補任す」という規定を考え合(合)わすならば、寺院の上首としての別當のごとき三綱は檀越すなわち淑子と衆徒の要請により選ばれるのであり、断じて別當と講誑師の容喙してはならないことが了解できる。さらに円成寺で転読する前掲の經典について見るに、円成寺は国分寺や他の官寺と等しく護国三部經の教法を基調とする鎮護国家の祈念をもって設立の趣意としたことが察知できるのである。加うるに『類聚三代格』の仁寿三年六月二十五日の官符「応令国分寺并定額寺僧勤六時修行事」に、「又於定額寺、雖建立有主本願異趣、而擁護国家豈為分別、此皆救世利物伝于今不朽者也」、元慶元年十二月九日の官符「応以元慶寺為定額置年分度者三人事」に、「望請、准彼二寺置年分、遠伝両宗之玄教、永為国家之鎮護」、延喜五年九月二十一日の官符「応以勸修寺為定額寺并置年分度者一人事」に「上誓護聖朝下利益国家」などとみえるのも、この場合に銘心しておかねばならぬ。(註)

ついで寛平二年十一月二十三日、貞観・安祥・元慶各寺の事例に准じて、円成寺にも、二人の年分学生を置いて金剛・胎蔵両界の法門を学ばせるとともに、維摩・最勝輪転の竖義が許された。『類聚三代格』に、^⑧
太政官符

応置円成寺年分度者二人、竝許維摩最勝輪転竖義事

金剛界業一人 胎蔵界業一人、

右彼等別当権律師法橋上人位益信奏状称、竊以三尊正智者、遣我々之蠅蛾、三藏聖教者損有々之夢庸、是以香城折骨頭求法之誠、雪嶺投身表聞偈之慶、遂使出三界之樊籠、踏三身之宝位矣、方今欲使頭教之業邈伝於無尽之劫、秘密之宗遠屬於不朽之風、望請、准貞観安祥元慶寺例、賜度者二人長為年分、但其所業者、令一人者專学真言宗之教、一人者学法相花嚴律三論成実俱舍天台七宗之教、常住伽藍練其宗学、厥試業者三部經文義及各本宗論書文義也、上件八宗課試並十条、通五以上為得第、毎年三月試定出家、授以三帰五戒、令精進練行、待東大寺授戒時、乃令受比丘大戒、又追新薬師本元興崇福海印寺等例、被許維摩最勝両会輪転竖義、但年次置海印寺下、然僧之得業具有五階、其試複二業者、於円成寺真言阿闍梨為首、諸宗智者以為証師、嚴試文義、碩学成功、將進彼会、竖義之後即配請去年所申当寺安居講師、前件四階畢者、次充伝法供講、便以為第五階滿畢、委録所業經論并年月日、各移本寺附学生帳、又以弁史置俗別当、上件数事不勝丹誠、伏聴天裁者、正三位行中納言兼右近衛大将民部卿源朝臣能有宣、奉勅宜依来奏、但頭教業度者不在許限、

寛平二年十一月廿三日

興福寺維摩会や薬師寺最勝会などで經典の論議の際に行なわれた学僧試行の法が、円成寺においても実演せられ、新薬師・本元興・崇福・海印各寺の例証に倣って問答の当否を批判する探題の出ず論題に義を立てたことが分かるのである。

寛平九年正月三日になると淑子は円成寺へみずからの封戸を施入した。すなわち『菅家文章』に、

為尚侍藤原氏、封戸施入円成寺願文、寛平九年
正月三日

女弟子尚侍従一位藤原朝臣ム敬白、
施入播磨国封戸五十烟

右弟子依有宿念、建円成寺、後太上皇勸誘随喜、微々発願、雖出妾心、一々莊嚴、專由聖慮、方今仏前供養、香油未飽、僧房住持、衣鉢猶乏、弟子所賜、別勅封戸、(准力)唯之家途、既為行益、是故算数輸物、先分五十烟、廻向功德、普及三千界、人生有限、恩賞無(綱力)□死後還公、是大理也、女弟子ム敬白。

とある。淑子は自分に与えられた播磨国に所在する封戸五十戸を提出して伽藍の築造と修補の資に供したのである。恐らく淑子の薨じた後も食封は社寺に対して制約のないのが通規であったため円成寺にも引き続いて授与せられたものと思われる。さらに昌泰二年十月三日に、桓武天皇の勅願により興福寺の一誓が建立した山城淨福寺の僧侶を法華・最勝・仁王三会の聴衆と最勝仁王二会立義に輪転請用させたけれども、輪転の年次は円成寺の下位に列することになった。延喜六年九月十九日には円成寺の雑務の領知に関する制度、ならびに益信の門徒と氏宗の末裔を年預に選出することを定めた。『類聚三代格』に、

太政官符

応師資相伝令領知寺中雜務事

右得円成寺牒称、去寛平元年七月廿五日、下治部省符称、彼寺別当権律師法橋上人位益信申状称、此寺不為僧綱講説師所撰、門徒之中、年齒為長大、慈悲平等、護法勝者、以之為首、互為年預、令勾当雜務、謹請恩裁者、(原融)左大臣宣、奉勅依請者、今檢案内、件寺元是故右大臣贈正二位藤原朝臣氏宗終焉之地、故尚侍贈正一位藤原朝臣淑子発願、建斯仁祠、(宇多)太上法皇御宇之間、依尚侍附屬、令加修造、一同御願、彼時亦無大臣之後、長大帰道、故以寺家委附益信、方今太上法皇、興隆伽藍、(小イ)大少之事、惣奉処分、大臣之孫僧遍真、修学相兼、見在寺中、然則故僧正益信門徒不可独領、伏望寺中雜事、專随処分、若及後代、以御弟子、竝僧正門徒、大臣裔苗之中、年穠是高、衆望在躬者、彼此相定、遞令領知、又其別当以下之職、停止申官、随闕直補、自余之事、惣如前符、謹請処

分者。(藤原時平)左大臣宣、奉勅依請、

延喜六年九月十九日

翌七年五月二日に円成・淨福両寺の三会聴衆、および二会立義のうちに宇多法皇の御願になる仁和寺の沙門を加えて輪転請用させた。^②

太政官符

円成淨福両寺聴衆立義内、輪転遞請仁和寺僧事

右彼寺別当律師法橋上人位観賢奏状称、仁和寺是寛平御代、奉為仁和先帝(光孝)所創立也、其定額僧一口、皆諸宗智者、

而闕一寺之独見、闕三会之多聞、夫淨福寺者、東院皇后御願、置定額僧四口、聴衆立義各一人、又円成寺者、故

尚待贈正一位藤原朝臣淑子之所建立也、寛平殊有御願、作起宝塔、聴衆立義亦具備焉、伏尋細由、雖三寺異処、

共一代建立、仁和寺僧、蓋預決釈、当今太上法皇御在之間、左右無妨、若至後代、相和可難、望請処分、三寺輪

転、遞令請用三会聴衆、二会立義、謹請天裁者、左大臣(時平)、奉勅依請、立為恆例、

延喜七年五月二日

ところで、円成寺の草創当初における伽藍の名称とその配置に関して惜しむらくは史料の欠乏のために殆んど明らかでないが、ようやく延喜十二年三月十六日に至って『日本紀略』に「円成寺塔供養」なる貴重な記事が現われる。^③

小一条太政大臣藤原忠平の『貞信公記』にも「参円成寺、由有塔会也」と書かれており、当日は忠平みずから円成寺へ参詣した後塔婆の落慶供養に列席したもののようである。この塔というのは前出の『類聚三代格』に、「作起宝塔」

とも見えるように、仏塔建造物のうちの多宝塔を意味するとともに、基壇上に高い覆鉢型の塔身を築いてその上に屋根と相輪を備えたものであり、三重・五重・十三重の数層の屋梁を有する層塔の類を指すものではないのであろう。

『権記』寛弘八年七月十七日条に、「参円成寺、源相公昨相約同道、到中御門末同車参向也、院御骨奉安置此寺入仁和寺法皇御室在塔西、僧房南端也」^④とあり、宇多法皇の座所が定額僧の住む僧房の南端に作られ多宝塔の西側に位置した

こと、しかして寺域の東方より東大門・多宝塔・僧房の順序に建物は並んでいたことが認められるわけである。

延喜十二年以後およそ一世紀の間は残念ながらわれわれは円成寺の動静を窺うような史料を全く持ち合わせないが、寛弘八年七月八日になって突如として再び眼前に顕現してくる。同年六月二十二日に一条法皇が崩じ、七月八日に岩影とも名づける北山の長坂野（北区衣笠鏡石町）で茶毘に付し、翌九日には遺灰を円成寺へ渡し奉ったのである。

帝陵を築く地点が確定するまで、鹿谷は歳徳神のいる吉祥の方位に当るから、暫くの間骨壺を安置する場所として円成寺が特に選ばれたのである。いま『権記』・『小右記』・『日本紀略』・『類聚雜例』・『栄華物語』・『御堂関白記』などの各記事を摘要するに、「七月九日 長坂野の火葬所で権中納言皇后宮権大夫藤原行成・参議右大將藤原兼隆・参議大藏卿藤原正光の俗人と慶円・院源・隆円・尋光・尋園の僧家が、御骨を四升ほど拾って白磁の壺に納めた。一条法皇の生前における一切の穢汚を除くため慶円が真言宗の大灌頂光真言の陀羅尼を誦するなかを、正光は頭より骨壺を掛け院源が随伴して円成寺へ移した。左大臣藤原道長・権大納言春宮大夫藤原齊信・参議伊与権守源頼定は庭上に設けた幄の屋に列居しており、内大臣左大將藤原公季・権中納言左衛門督藤原頼通・参議左中将源経房・参議左兵衛督藤原実成らがその近辺に侍座していた。七月十日 醍醐天皇皇孫で浄土寺大僧都明教が本日より六人の法師とともに阿弥陀如来を本尊として護摩を焚き法皇の滅罪を祈ることになった。七月十一日 権中納言治部卿源俊賢らが円成寺へ参拝し奉安殿を使役に修理させた。七月十二日 早朝に行成は火葬所で松脂をもって残余の御骨を焼いた後に、その遺灰を小さな桶に入れ近衛御門大路を経て賀茂川へ到り流水に投じた。七月二十日 法皇の骨壺は始め嵯峨の金輪山に埋める画策であったので、源俊賢と陰陽師賀茂光榮らがそこへ赴いて御陵の在所を決め石造卒塔婆を造立した。他方では晨朝より法皇の後院の藏人大学属内藏忠親と修理職小工大江宗吉が使役十人を率いて円成寺の東堂で骨壺を小堂に納めた。この納骨堂は一間四方の広袤をもち、法華三昧堂のごとく廂廊はなく、三面は佐久利皮で一面は扉が嵌まっている。四角形の木の上へ板を敷き蕨形（の香炉）を置いて内部に押覆桶を据え押紙を付けたが、この作業を俊賢・行成・正光・頼通らが見守っていた。まず使役が小堂を担いで御在所の南側から戸外へ出し、次に寺僧たちが

扉を開いて一基の厨子を、正光と朝任とが桶を、それぞれ取り出しした。最後に白の革袋で包んだ白瓷の骨壺を桶に入れて、無事に儀典を終えた。東寺の安尊阿闍梨の代りに明教が今日より再び護摩を奉仕することになったのである。後一条天皇の寛仁元年十月二十六日に山陵使の参議右大弁藤原朝経を遣わして、円成寺に奉安の一条法皇の遺灰に、法皇第三皇子敦良親王(後の後朱雀天皇)の立太子の由を告知させた。『立坊部類記』に、

廿六日、辛卯、(右カ)後権大納言源俊賢卿・参議同道方卿・藤原通任卿・同朝経朝臣著左仗座、依東宮初被立山陵使、(後置)柏原・深草道方卿、邑上・後邑上通任卿、(一条法皇)円成寺朝経朝臣、并次官等参入、于時上卿召少内記揚為賢、令進宣命草、即令藏人修理助藤原範永令奏如常、(衍カ)(中略)、宣命、(中略)、寛仁元年十月廿六日。

のとおり書き残されている。②同じく寛仁四年六月十六日には法皇の遺骨を円成寺より円融寺の北方へ移葬した。左大弁源経頼の『左経記』同日条、京都御所東山御文庫本『小記目録』同十九日条、およびこれらの傍証の『左経記』類聚雜例の長元九年五月十八日条の記事をそれぞれ要約するに、「一条法皇の御骨は方忌を避けるため、数年前から円成寺に安置してきたが、このたび方開により主計頭安倍吉平の奏聞に基づいて御陵を円融寺の近傍に卜定した。そして太宮少進藤原季任が骨壺を懸け戌刻に円融天皇火葬塚(右京区竜安寺朱山)の北方へ移した。小塔に骨壺を納めた後に白木造りの唐櫃に入れて四人の役僧が担ぎながら、大納言中宮大夫藤原齊信・前権大納言太皇后大夫源俊賢・参議右兵衛督藤原公信・参議式部大輔藤原広業などが供奉した。前太政大臣八道殿藤原道長も円成寺へ奉養して諷誦を行ない絹三十疋を布施として呈出した」という。

長元九年九月十九日に後一条天皇皇后藤原威子を円成寺の北方の土地で火葬したことを『大鏡裏書』は、「十九日奉葬園城寺北地(ハ号)桜本(ハ)」のように掲げている。③園城寺とあるのは、もちろん俗にいう三井寺ではなく、円成寺の誤記である。威子の火葬塚は宮内庁書陵部より現に左京区鹿ヶ谷寺ノ前町に御治定になっており、冷泉天皇桜本陵の西南隅に残る小さな一基の封土である。割注の桜本は、寛弘八年十一月十六日に冷泉上皇を「桜本寺前野」・「桜本寺乾原」・「桜本寺北方」・「桜本乾原」において茶毘に付したところの桜本というのと全く等しい。④長暦元年六月二日に

一条天皇皇后藤原彰子は後一条天皇の追善供養を営まれたが、『百鍊抄』は会場の菩提樹院について、割書を「後一条院御墓所号桜下」と入れて本の代りに下の字を当てているが、桜本と同じ地点を指すことは警語を要しないであろう。²⁰『中古京師内外地図』では神楽岡の東北方に縦に三字で「桜本寺」と書き、その南に「桜本此辺ノ地名」と注記している。この桜本寺を円成寺の別名と見做す見解も稀に存在しており、江戸末期の国学者谷森善臣も『山陵考』で冷泉天皇陵を考証するに当り、「菩提樹院ハ神楽岡の東辺、四軒寺、道順林のわたり、その旧地なるべし、円成寺ハ東山の西麓、獅子谷村、田畑の字に、円成寺とよぶ処あり、わたり、神楽岡の東面より東山の西麓かけて、広く桜本と呼たりと思はるゝ、其桜本寺といひしは、円成寺の一名か、また別にしかよふ寺のありつか、礎なる所見なければいかゝらむ」と述べる。しかし通説のように桜本寺は同天皇の骨董を安置するために建造せられた堂舎であり、その旧址は現在の御陵（左京区鹿ヶ谷法然院町）の南方に旧字名となって遺存している。『冷泉天皇桜本陵勘注』（諸陵寮議案）明治二十二年五月二十五日）を繙くに、「謹案スルニ、今京都府下山城国愛宕郡鹿ヶ谷町靈鑑寺ノ西ノ方田圃中字御廟所トイヘル地ニ、北ノ塚ト呼ヘル古陵アリ、是レ本陵ナルヘシ、此地ヨリ南七八段ヲ隔テ、字オウホンジト称スル田地アリ、即チ桜本寺ノ音ニテ、彼ノ御堂関白記ニ記セル桜本寺ノ名ノ存セルナリ、サテ此ニ近キ辺ニ、北野ト字セル地アルハ、同記ニ、桜本寺ノ北ノ方ニ在平地ト云フニ適ヒ、御廟所ト云フモ、御陵ニ縁故アル称ナリ」と調査の成果を書き留めているので、円成寺と桜本寺とは所在の点から互に近接するけれども、史伝的には別個の寺院に相違ないように思われるのである。

平安時代において円成寺に関与した僧侶の補任の様相については、史料の欠漏のため全く分からないが、『仁和寺諸院家記』²¹（延宝五年頃成立か）によれば、益信の滅後は宇多法皇の第三皇子真寂法親王が住持せられ、円成寺宮と敬称した。親王は仁和二年に文章博士橘広相の娘たる女御の義子との間に生れ、俗に斎世親王と呼んだが、世人は平城天皇第三皇子真如親王阿闍梨の再誕として崇拜したという。このほかでは、『本朝高僧伝』（元禄五年）を始めとして、興福寺本『僧綱補任』・『元亨釈書』に依れば、辛うじて後冷泉天皇の康平六年十一月十一日に円成寺法泉房覚助が寂

したことが認められるのは確かに僥倖に価するものであろう。

『千載和歌集』に収められた、権中納言弾正尹藤原基長の吟詠の、

かしらおろして後、ひかし山の花見ありき侍けるに、

円城寺の花おもしろかりけるを見て詠侍ける

いにしへにかはらさりけり山桜 花は我をはいかみるらん

を詠誦すれば、円成寺の境内に咲き匂う桜花の絢爛たる美観がいかに平安貴顕の遊興の気をそそったかを想察できるのである。

王朝時代においてさしも輪奐の美を誇った円成寺も漸く凋落の徴候が現われはじめた。天永二年三月四日に多宝塔が惜しくも焼失し、放火の暴挙を犯した別当公任は検非違使により追捕せられた。『殿曆』にその模様を次のとおり告げている。^⑩

三月六日、戊辰、天晴、(中略)、巳剋許、別当門外より来云、法勝寺東円明寺塔焼失、件金物別当僧公任取之、仍件

物等皆擲取了、何様も可有沙汰乎、予申云、(藤原忠実)不便も承候、可被尋人候、别当則還参院、予物忌上有穢氣、仍不

相会。

また『中右記』に、^(円成寺放火事)「三月七日、天陰、雨下、(中略)或人語云、去四日夜東山円成寺塔焼亡、而有事疑被尋之処、别当

僧放火云々、是年来取塔金物、故要人了、仍付火烧失者、别当僧所為、誠謂犯大罪之者、仍従使庁追捕、已承伏了者、

末代之悪僧已滅仏法歟」、さらに『百鍊抄』にも簡短に「三月三日、^(四)園城寺塔一基焼亡」と載っている。以上の記事を

を過目するに公任は大胆にも塔の重要な金具類をあらかじめ窃取したようであり、権中納言右兵衛督源能俊がその沙汰を撰政右大臣藤原忠実に問うているのである。

遙かに降って南北朝時代の建武三年十一月六日に光厳上皇は、仁和寺の後伏見天皇第三皇子法守法親王に、円成寺の末寺たる近江国の円城寺を以前のように管領せしめられた。『東寺百合文書』に、

近江国円城寺事、如元御管領不可有相違之由、院宣所候也、以此旨可被申入(法守法親王)仁和寺宮給、仍執達如件、

建武三年十一月六日

謹上 大教院法印御房

とあり、武家側では、

仁和寺雜掌信性申、近江国円城寺事、武士甲乙人等濫妨云々、所申無相違者、可沙汰付于雜掌、若又有殊子細者、急速可被注申之状如件

建武三年十二月七日

御判

佐渡大夫判官入道殿

と足利直義が御教書を下し、さらに同十八日付の佐々木佐渡判官入道施行案、および同廿三日付の高野瀬七郎信景請文案もそろっている。^③近江国円城寺というのは、琵琶湖の東方の愛智郡秦莊町円城寺にあった大字名と同じ寺院のことであり、『近江国輿地志略』にも登載せられていないように今日ではすでに廃絶しているものである。円成寺はこのころには末寺を操持するようになり、それとともに漸く仁和寺の支配に服するに至ったのである。暦応元年九月二十二日にはやはり光厳上皇は院宣をもって幕府に畠山国清が円城寺領を濫妨することをとどめさせられた。

近江国円城寺雜掌申、畠山修理亮入道濫妨事、仁和寺宮御消息(法守親王)副申状具書、如此、子細見状候敷、可沙汰居雜掌地下之

由、可被仰武家之旨、院御気色所候也、仍言上如件、隆蔭誠恐頓首謹言、

暦応元

九月廿二日

(四卷)
権中納言隆蔭

進上 中務権大輔殿

同月廿五日付の武家奉書によると、幕府は佐々木氏頼にその虚実を糾明させている。^④

貞治三年八月にも仁和寺入道法守親王が円成寺に同寺領円城寺を安堵せしめられた。『東寺文書』に、

入道(法守)二品親王庁下 園城寺(いんじょう)所司等、可早以寺領近江園城寺(いんじょう)為当寺進退事、
右当寺者、本願大僧正坊聖跡、御室御相承之梵宇也、同為寺領江州円城寺御管領、代々御讓狀等又以炳焉也、以
御門徒之輩被補其職畢、相続有助僧正者、元弘乱逆之時、天亡之間、後醍醐院御代、且任代々御相承之道理、具
依嫡々御正統之異他、如元可被全御管領之由、被成進勅裁於常瑜伽院御室畢、而雜掌性舜奉向背本所之刻、云度
々綸旨院宣、云地下文書、悉令扣留、逐電之刻、令紛失畢、剩任雅意令寄進他寺歟、濫吹之至也、所詮件勅裁以
下案文封裏、可備永代龜鏡者、早任狀可為当寺進退之狀所仰如件、

貞治三年八月

公文大法師

院司威儀師

別当法印権少僧都

同様に『東寺百合文書』にも、

円城寺者、本願大僧正益信建立、為広沢正嫡、御室御管領所也、随而長元三年、応徳二年以来、代々御讓狀等炳
焉也、以御門徒之輩被補別当職、近則頼助僧正、為開田准后御附法補別当乎、若恣附属門弟等哉、而元弘三年有
助僧正天亡之間、(中略) 仍円城寺并寺領江州園城寺、元弘三年以来、勅裁等為後証被封裏、被相副庁御下文者
也、旁以永代更不可有牢籠之儀之上者、御管領不可有相違之由、御室御消息所候也、以此旨可令披露給、
貞治三年八月、
法印相深

とあり、行文の冒頭には円成寺は益信の建立にかかり仁和寺の管領に属することが明記せられている。

貞治六年七月二十五日には、將軍義詮が侍所頭人今川貞世に、先年勲功の賞として竹鼻覚智に円成寺の敷地と山林
を宛行ったのは擾乱の時分の誤りで、寺領の証跡が明らかであるから、覚智の知行をとどめ、仁和寺の雜掌に交付す
るよう命じている。『東寺百合文書』にその御教書施行等案の一連の文書が収められている。

応安二年九月二十日にも後光厳天皇が安堵の綸旨をもってやはり仁和寺入道法守親王に円成寺を管領させている。

この論旨を請うため同年正月に記した言上書案の中には、「大師御作不動」の語がみえ、弘法大師空海の作製した不動明王が円成寺に安置せられたことを語っており、真偽のほどは徴証しかねるが、或はこれを本尊として息災を祈る不動法という密教の修法が行なわれていたのかも知れぬ。

応安四年六月六日に幕府は前述の竹鼻覚智が円成寺の敷地と山林などを押領することを止めさせ仁和寺の雑掌に下地を交付した。しかし、同年八月仁和寺雑掌は重ねて嚴密の御教書を請う言上書を記している。^⑧

至徳元年八月十七日にも幕府は山名時義に命じて竹島覚智らが円成寺領を濫妨することを止め、これを東寺の雑掌に交付させたことが『東寺百合文書』に残っている。仁和寺の支配の手を離れて東寺の管轄に移ったのであるが、文書の内容には目新しいこともないので引用を除くことにする。

円成寺の以後の推移については明徳元年十一月二十一日に將軍義満が円成寺の境域を確定したことのほかに、やがて衰退の悲運を迎えるまで挙証するにふさわしい顕著な事態は現出しておらぬ。しかもその時期の的確な史料を欠いているが、確乎とした来歴を有する多宝塔は恐らく再建せられた形勢もないようであり、その他の伽藍も漸く没落への道をたどっていったものと思う。『山城名勝志』（正徳元年）に、「此寺、乱後移和州忍辱山、（中略）、或書云忍辱山東方方珠坂辺谷云云」と載せており、^⑨ 応仁の乱の厄を受けた後に、奈良県添上郡大柳生村大字忍辱山（奈良市忍辱山町）の名刹円成寺へ移建せられたとする説明もここで一つの史料となるように考えられる。古義真言宗円成寺は古く忍辱施寺と称し聖武天皇の御願により唐僧虚灌の開基と伝えており、平安中期に律宗中川流の祖師実範が住持した旧跡である。本尊の木造阿弥陀如来坐像一軀は定朝の作と伝えて藤原時代の傑作であり、また木造大日如来坐像一軀は蓮座裏の刻銘により運慶の真作なることを認めるのである。

最後に、以上若干の史料に基づき円成寺の遺址について考えるに、『中古京師内外地図』は如意岳と吉田山の間に縦に三字で「円成寺」と書いており、平塚瓢斎の『聖蹟図志』（嘉永七年刊）は、鹿谷を東西に流れる川の北側に一基の鳥居を描きその横に縦に二行にわたり「元鎮守大明神古円成寺跡」と注する。^⑩ また『山城名勝志』には「旧跡在鹿

谷村、今為田、有方四町、鹿谷氏神、大宝明神、円成寺鎮守社云云」と述べているが、この鎮守社というのは『聖蹟
 図志』の元鎮守大明神ならびに先に触れた大豊神社と同じものである。谷森善臣は『山陵考』で「東山の西麓、獅
 子谷村、田畑の字に、円成寺とよぶ処あり」と録しており、現地に円成寺という地名が残るようであるが、これは竹
 村俊則氏の『新撰京都名所図会』に「円成寺址は右同所（左京区鹿谷宮前町）にして旧字を円城寺とよぶ、（中略）旧地
 は住友別邸などの住宅地となって、今は往時の面影をとどめるものはない」と説き別称の円城寺に改められている。^④
 以上要するに大豊神社の占地をもって円成寺の旧蹟とする口碑は何ひとつ否認すべき典拠を見出しえないから、この
 社地をもっていちおう廢址と推定しておきたい。それにしても遺物の発見をこれまで少しも聞かないことは非常に無
 念であり、今後の調査を大いに鶴首するものである。

註

- ① 『日本紀略』前篇二十、亭子院（『新訂増補国史大系』第
 十卷、五四五頁）。
- ② 『本朝文粹』卷第十、詩序、山寺附僧房（『新訂増補国史
 大系』第二十九卷下、二四二—二四三頁）。
- ③ 『伊呂波字類抄』卷第十、恵、諸寺（『大日本史料』第一
 編之一、一八七頁）。『拾芥略要抄』にも同工の表現が出てい
 る。
- ④ 『小右記』二（『大日本古記録』、一七九頁）。
- ⑤ 『権記』二（『史料大成』統編三十六、一七一頁）。
- ⑥ 『殿曆』三（『大日本古記録』、一三六頁）。
- ⑦ 『中右記』四（『史料大成』十一、二七頁）。
- ⑧ 『類聚雜例』（『群書類従』第十九輯、卷第五百十五、雜部
 七十、七九四頁）。
- ⑨ 註⑤、前掲書、一七三頁。
- ⑩ 『日本三代実録』清和天皇、貞観五年九月六日条（『新訂
 増補国史大系』第四卷、一一七頁）。『尊卑分脈』（内藤公孫）
 の藤原関雄の箇所に「彼旧宅禪林寺是也、今南禅寺也」とあ
 り、南禅寺と禪林寺を無謀にも混同している。同第一編
 （『新訂増補国史大系』第五十九卷、一九〇頁）。
- ⑪ なお『紀氏系図』の世系に「益信八大僧正、号円城寺、延
 喜六三七入滅、今号本覚大師」とある（『大日本史料』第
 一編之三、七〇五頁）。
- ⑫ 註①、前掲書、五三四頁。
- ⑬ 『大日本地名辞書』上方、山城、洛東、円成寺址。
- ⑭ 『扶桑略記』第廿二、宇多天皇下（『新訂増補国史大系』
 第十二卷、一五八頁）。
- ⑮ 註③、前掲書、二〇五—二〇六頁。
- ⑯ 『延喜式』卷第二十一、玄蕃寮、別当三綱（『新訂増補国
 史大系』第二十六卷、五四一頁）。
- ⑰ 『類聚三代格』卷第三、国分寺事（『新訂増補国史大系』
 第二十五卷、一一二頁）、年分度者事（同九九頁、一〇五頁）。

- ⑬ 註③、前掲書、四四〇—四四一頁。
- ⑭ 『菅家文章』、卷十二、願文下（『大日本史料』第一編之二、三八一頁）。
- ⑮ 享祿本『類聚三代格』卷第二、經論并法會請僧事に「太政官符 応以淨福寺僧、請三會聽衆、并二會輪転各義（立方）一人事、（中略）、其年次者、在円成寺下、昌泰二年十月三日」と見えている（註⑩、前掲書、六九六頁）。
- ⑯ 『類從三代格』卷第三、定額寺事（『大日本史料』第一編之三、七三七—七三八頁）。
- ⑰ 享祿本『類聚三代格』卷第二、經論并法會請僧事（註⑫、前掲書、七九五頁）。
- ⑱ 『日本紀略』後篇一、醍醐天皇（『新訂増補国史大系』第十一卷、一九頁）。
- ⑲ 『眞信公記抄』（『大日本史料』第一編之四、四二五頁）。註⑤、前掲書、一七二頁。
- ⑳ 『立坊部類記』、後朱雀院（『大日本史料』第二編之十三、三〇三—三〇四頁）。
- ㉑ 『大鏡裏書』、中宮威子御事（『群書類從』第十七輯、第四百四十九、雜部四、二六八頁）。
- ㉒ 『大日本史料』第二編之七、二二—二二七頁。
- ㉓ 『百鍊抄』第四、後朱雀天皇（『新訂増補国史大系』第十一卷、一九頁）。
- ⑳ 『仁和寺諸院家記』、園城寺（『群書類從』第三輯、第五十九、補任部十六、七九九頁）。
- ㉑ 註⑥に同じ。『左経記』同十九日条に「円成寺右兵衛督」と出ている（『史料大成』四、五六頁）。
- ㉒ 『中右記』・『百鍊抄』（『大日本史料』第三編之十一、二四五頁）。
- ㉓ 『東寺百合文書』み三十二之四十八（『大日本史料』第六編之五、六八一—六九頁）。
- ㉔ 『東寺百合文書』み十六之二十七（『大日本史料』第六編之五、六八一—六九頁）。
- ㉕ 『東寺文書』・『東寺百合文書』つ四十六之五十七（『大日本史料』第六編之二十六、二四七—二四八頁）。
- ㉖ 『東寺百合文書』み一之十五・ア七十一之七十九（『大日本史料』第六編之二十八、三一—三二頁）。
- ㉗ 『東寺百合文書』ア六十三之七十・ア七十一之七十九（『大日本史料』第六編之三十二、五七一—五八頁）。
- ㉘ 『東寺百合文書』チ三十一之三十九（『大日本史料』第六編之三十二、一六七—一六八頁）。
- ㉙ 『山城名勝志』卷十三、愛宕郡（註⑧、前掲書、一八七頁）。京郊并山城部。
- ㉚ 卷一、昭和三十三年十月、京都。